

令和8年度愛媛県バス事業者省エネ対策等緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の路線バス事業者が実施するEVバス等の導入及び多様な人材の確保・育成を推進する事業に対し、予算の範囲内で、令和8年度愛媛県バス事業者省エネ対策等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内公共交通・運輸体制の維持を図る。

(定義)

第2条 この要綱において「路線バス事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業であって、運行の態様が同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行であるものをいう。

2 この要綱において「路線バス事業者」とは、路線バス事業を経営する者をいう。

3 この要綱において「EVバス等」とは、電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）及び従来車両より高い環境性能を保有する電気自動車以外の自動車であって、路線バスの用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、県内に本社又は営業所がある路線バス事業者（地方公共団体を除く。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（1）愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人

（2）県税に未納がある者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額・補助下限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（1）誓約書（様式第1-1号）

（2）事業計画書（様式第1-2号（車両）、第1-3号（充電設備）、第1-4号（人材確保うちハード事業）、第1-5号（人材確保うちソフト事業））

（3）収支予算書（様式第1-6号）

（4）補助対象経費に係る見積書（写）等の算出根拠

（5）その他付属資料

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地

方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（指令前着手）

第7条 第5条の規定により補助金交付申請した補助対象事業者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認申請）

第8条 第6条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助決定事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。）

（2）補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

（3）補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第4-1号（車両）、第4-2号（充電設備）、第4-3号（人材確保うちハード事業）、第4-4号（人材確保うちソフト事業））

（2）収支決算書（様式第4-5号）

（3）導入状況が分かる書類（写真、車検証等）

（4）その他知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助決定事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これ

を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助決定事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

- 第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助決定事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による補助金精算払請求書を受領した場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

- 第12条 知事は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。
- 2 補助決定事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 知事は、第8条第1項第3号の規定による申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助決定事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第10条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 3 第1項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理)

- 第15条 補助決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助決定事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

- 第17条 補助決定事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助決定事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

- 第18条 補助決定事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業で導入したEVバス等に係る前年度の運用状況について、運用状況報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び 補助上限額・補助下限額
E V バス 等 導入 支援	1 補助対象事業者が路線バス運行に供するために実施するE Vバス等の購入又はE Vバス用充電設備の導入（いずれも中古・リースを除く） ※使用の本拠が愛媛県内である車両に限る。 ※E Vバスは、災害時に非常用電源として電力供給することが可能なものとする。	・E Vバス等の車両 本体価格 ・E Vバス用充電設備の導入費用（工事費含む） ※いずれも消費税及び地方消費税を除く。	補助率 3分の1以内 補助上限額 E Vバス等（大型） 1台あたり20,000,000円 E Vバス等（中・小型） 1台あたり12,000,000円 充電設備 1基あたり 1,000,000円 補助対象車両数の上限 10台/1 補助対象事業者
人 材 確 保 ・ 育 成 支 援	2 魅力ある職場づくりを通じて多様な人材確保を図るために行う、職場の労働環境改善に資する事業のうち、施設や設備の整備を伴う事業（ハード事業）であって、次のいずれかに該当するもの。 ア．トイレ、更衣室、シャワー室、託児スペース等の整備 イ．その他、知事が必要と認める事業		補助率 3分の2以内 補助上限額 6,000,000円 補助下限額 500,000円
	3 多様な人材確保を図るため、また、利用者へのサービス向上のために行う、利便性向上・業務効率化に資する事業のうち、施設や設備の整備を伴う事業（ハード事業）であって、次のいずれかに該当するもの。 ア．新札対応運賃箱、翻訳機器等の整備 イ．バス停留所、バス利用者用駐輪場等の整備 ウ．その他、知事が必要と認める事業		補助率 3分の2以内 補助上限額 6,000,000円 補助下限額 500,000円

	4 多様な人材の確保・育成に資する事業のうち、施設や設備の整備を伴わない事業（ソフト事業）であって、次のいずれかに該当するもの。 ア. 多様な人材確保を図るための就職説明会等の開催・出展、研修等の開催・参加 イ. 多様な人材を育成するための研修体制、キャリアパス制度の導入 ウ. 運転免許や資格取得支援 エ. その他、知事が必要と認める事業	補助率 3分の2以内 補助上限額 6,000,000円 補助下限額 100,000円 ただし、ウについては、200,000円を1人当たりの上限とし実費補助とする。
--	---	---

(注)

- 1 1～4の事業から複数の事業を実施する場合、事業ごとに補助上限額及び補助下限額を適用する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 1の事業におけるEVバス等の車両の区分は次のとおりとする。
大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
中型：大型及び小型以外
小型：車両の長さ7メートル以下かつ旅客席数29人以下
- 4 1の事業のうち従来車両より高い環境性能を保有する自動車（電気自動車以外）を購入する場合は、交付申請の際、本事業で車両を導入することにより処分又は使用が抑制される従来車両の車検証を添付すること。
- 5 2及び3の事業の補助対象経費は、システムの開発費用、機材・設備の購入費用等の初期費用（いわゆるイニシャルコスト）のみを対象とし、システムの通信費、保守管理料、機材・設備のリース料等（いわゆるランニングコスト）は対象としない。
- 6 4の事業の補助対象経費は、就職説明会の開催・出展に係る会場使用料、講演料、登録料及び出展料、多様な人材確保のための研修などの開催・参加や人材育成研修制度・キャリアパス制導入に係る会場使用料・講演料、委託料及び従業員の研修参加費用、新規採用者や従業員の運転免許・資格取得費用を事業者が負担した費用等を対象とする。
- 7 2～4の事業について、国又は愛媛県バス協会等の事業者団体等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額又は見込額を控除した額を補助対象経費とする。ただし、県が交付する他の補助との併用は認めない。
- 8 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 9 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは

認めない。

10 1～4いずれの事業においても、汎用品（パソコン等）は補助対象事業に必要な不可欠なもののみ対象とする。

11 1の補助対象車両数の上限は、第4次募集においては適用しない。